

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (国税30)(所得税:外、法人税:義) (地方税29)(法人住民税:義、事業税:外)
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額の300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる制度。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(中小企業庁要望経緯) 平成15年度 制度創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円としたうえで、2年間の延長 (平成20年3月迄の適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 衛生検査所等を経営する中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。こうした施策により、衛生検査所の経営安定化が図られ、医療サービスの安定的な提供に資するものと考える。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009 では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用をの大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する。 (施策大目標) 1 医療サービスを安定的に提供する。 (施策中目標) 1 地域の医療連携体制を構築する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 衛生検査所等を経営する中小企業の中でも特に規模の小さい企業において本措置が多く活用されているという点を踏まえ、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては平成24年に

			実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。これらの指標により、中小衛生検査所の経営安定化の達成度合いを測ることができる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 衛生検査所等を経営する中小企業の中でも、特に規模の小さい企業においては、経理担当の人員が少なく、適時適切な経営状況の把握もままならない状況である。資金調達環境や新規顧客開拓に困難を有する中小企業においては、少ない経理体制の中で効率的な事務を行う事が非常に重要であり、本措置により償却資産管理や納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン導入等事務の効率化に資する設備投資を促進する意義は非常に大きい。 本措置により事務処理能力・事業効率の向上が図られた場合、少ない人員の経理体制の中でも適時正確な経営成績の把握が可能となり、事業見通しの分析や財務諸表の信用力が向上することによって、新規顧客開拓や金融調達環境の改善に寄与する。また、経理能力の向上は、正規の簿記の原則に従って記録し、その帳簿書類に基づいた貸借対照表、損益計算書を確定申告に添付させる「青色申告」の利用インセンティブにも繋がり、中小企業施策の一層の普及・活用を促進することとなり、これらから、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。																								
8	有効性等	① 適用数等	各年度における適用企業数及び損金算入金額 (過去5年分) <table><tr><td>平成17年度</td><td>222,811 社</td><td>377,926 百万円</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>219,819 社</td><td>142,403 百万円</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>289,794 社</td><td>222,348 百万円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>321,090 社</td><td>202,899 百万円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>280,524 社</td><td>167,325 百万円</td></tr></table> (将来推計) <table><tr><td>平成22年度</td><td>288,097 社</td><td>171,842 百万円</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>231,341 社</td><td>137,989 百万円</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>211,676 社</td><td>126,260 百万円</td></tr></table> (出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照 本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。 本措置の平成21年度の利用実績の詳細は下記のとおり。 ・法人(全中小法人数:1,428,557 社) 黒字中小法人数:387,139 社 (1,428,557 社×27.1%) 本措置を利用した中小法人数:172,885 社(44.7%) 従業員数20名以下 123,751 社(71.6%) 従業員数21名以上 49,134 社(28.4%)	平成17年度	222,811 社	377,926 百万円	平成18年度	219,819 社	142,403 百万円	平成19年度	289,794 社	222,348 百万円	平成20年度	321,090 社	202,899 百万円	平成21年度	280,524 社	167,325 百万円	平成22年度	288,097 社	171,842 百万円	平成23年度	231,341 社	137,989 百万円	平成24年度	211,676 社	126,260 百万円
平成17年度	222,811 社	377,926 百万円																									
平成18年度	219,819 社	142,403 百万円																									
平成19年度	289,794 社	222,348 百万円																									
平成20年度	321,090 社	202,899 百万円																									
平成21年度	280,524 社	167,325 百万円																									
平成22年度	288,097 社	171,842 百万円																									
平成23年度	231,341 社	137,989 百万円																									
平成24年度	211,676 社	126,260 百万円																									

		・個人事業主(全個人事業主数:2,221,952 社) 本措置を利用した個人事業主数:107,639 社(4.8%) (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成21年度「会社標本調査」(国税庁) また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況(平成 22 年中小企業実態調査)を見ても、以下の通り特定の者に偏ってはいない。 <table><tr><td>業種</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>情報通信業</td><td>運輸業</td><td>卸売業</td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>15.0</td><td>18.6</td><td>3.4</td><td>2.9</td><td>8.7</td></tr><tr><td>業種</td><td>小売業</td><td>不動産業</td><td>飲食・宿泊業</td><td>サービス業</td><td>その他</td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>15.4</td><td>8.3</td><td>6.2</td><td>14.0</td><td>7.4</td></tr></table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																					
割合(%)	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																					
割合(%)	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																					
②	減収額	(過去5年間の減収額試算)(全省庁ベース) 平成17年度 480億円 平成18年度 410億円 平成19年度 460億円 平成20年度 520億円 平成21年度 290億円 平成22年度 164億円 (将来推計)(全省庁ベース) 平成23年度 268億円 平成24年度 245億円 ※算定根拠 ・平成 18 年度～23 年度は、財務省による試算。 ・平成 24 年度は、財務省による平成 23 年度の減収試算額に日銀短観の中小企業におけるソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の伸び率(平成 23 年 6 月調査における平成 22 年度実績値と平成 23 年度計画値の平均値)を掛けて算出。																								
③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。 ○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37. 5%(法人のみ) ○本措置を利用したことによる効果 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48. 0% パソコン導入による事務の効率化:28. 2% パソコン導入による経理事務の効率化:18. 3% 本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。 ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0. 1 7 %増加する。 ・経済波及効果																								

		本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 (出典) 平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) ○中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は平成22年要望時) ・個人事業主 従業員数20名未満:27.6%(前回28.5%:前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上:71.4%(前回85.7%:前回比▲14.3ポイント) ・法人 従業員数20名未満:64.9%(前回75.1%:前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上:90.4%(前回91.7%:前回比▲1.3ポイント) (出典) 個人事業主:平成20、22年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成20、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出 個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%となっている。 平成15年(措置創設時)の19.6%と比較すれば一定の効果が見られるが、目標である5割には未達。 法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)における従業員20名未満の企業のパソコンの利用割合は64.9%であり、目標である9割には未達。 平成23年度および24年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。 ・個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% 平成23年度中小企業税制に関するアンケート調査によると、本措置を利用した企業および個人事業主で、今後も本措置を利用して設備等の購入をしたいと回答した割合が83.9%に上るなど、将来においても本措置を利用した設備投資の促進による事務効率の向上と、中小企業の活力向上及び我が国経済の活性化が見込まれることから、目標達成の為に本措置が引き続き必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置が延長されない場合、法人172,885社、個人企業107,639社、合計280,524社に影響が及ぶ。投資額としては167,325百万円が縮小。 尚、本措置は、中小法人のうち、83.9%が今後利用の意向あり、延長されない場合、事務効率化を意図した少額設備投資の鈍化が予想される。 (出典)
--	--	---

			平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置が中小企業の事務負担軽減、事業効率向上に寄与している効果は、下記アンケートデータから定性的に確認できる。 ○直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン:37.5%(法人のみ) ○本措置を利用したことによる効果(法人のみ) 全額必要経費算入による経理事務負担減少:48.0% パソコン導入による事務の効率化:28.2% パソコン導入による経理事務の効率化:18.3% 本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。 ・回帰分析による定量分析(労働生産性と少額特例利用額の関係) 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高(労働生産性)が0.17%増加する。 ・経済波及効果 本特例により、中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 (出典)平成22年「中小企業実態基本調査」(中小企業庁) 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁) ※算定根拠は別紙参照 これらの効果の結果、達成目標である従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。 減収額と達成目標の実現状況との対比 減収額と達成目標の実現状況との対比 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>減収額 (億円)</th><th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th><th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td><td>356</td><td>28.5</td><td>75.1</td></tr> <tr> <td>22</td><td>244</td><td>27.6</td><td>64.9</td></tr> <tr> <td>24</td><td>179</td><td>50.0</td><td>90.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	356	28.5	75.1	22	244	27.6	64.9	24	179	50.0	90.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)																
20	356	28.5	75.1																
22	244	27.6	64.9																
24	179	50.0	90.0																
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は中小企業の事務負担の軽減、事務の効率化により、中小企業の活力向上を志向した措置。補助金やその他の規制など、一時的な制度では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与することが考えられるが、圧縮記帳の導入や、償却資産の管理など、事務負担については増加が見込まれ、抜本的な中小企業の活力向上に寄与しない。よって、本措置は租税																

			特別措置によるべき制度である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業における事務負担の軽減等による経営基盤の強化を図るための本特例と、設備投資の促進により生産性の向上等を図るための中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制とは、そもそも、政策目的が異なる。 このため、対象設備について、本措置では、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産としているとともに、中古設備も対象となっているのに対し、中小企業投資促進税制・中小企業基盤強化税制では、最低取得価額が高額（例えば、機械装置であれば 160 万円）のものとしており、両者は切り分けがなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られるほか、地方公共団体における償却資産に対する徴税事務の効率化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月